

# 一般名処方について

当院では、薬局でスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方（商品ではなく有効成分名を処方箋に記載すること）を実施しております。

※医薬品により一般名処方ができないこともあります。

令和6年10月より長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は「選定療養」の対象となり、特別な料金をご負担いただくことがございます。

ご不明な点がございましたら、**主治医または薬剤師**にお尋ねください。

琴の浦リハビリテーションセンター附属病院

院長 園部 秀樹